

副詞の境界線

杉山栄一

副詞は動詞・形容詞・形容動詞（以下用言という。）の前に附いてその意味を修飾するものであるといわれる。（註¹）尤も用言の前に附いてその意味を修飾するのは副詞ばかりでなく

花が美しく咲く。……(1)

のように用言の連用形も他の用言の意味を修飾することが出来るから、副詞の定義としては、「用言の前に附いて、その意味を修飾するものであって、用言に属さないもの」ということになる。

（註²）前の例の「美しく」は用言に属するものだから副詞でないことになるのだが、それではこの「美しく」は用言でなくて副詞だとは言えないか。副詞でなくて用言だとすれば、なぜ副詞でなくて用言なのか。「美しく」という語は

花も美しく、実も養べられる。……(2)

というように言えるから用言だというのでは、「花も美しく」の時の「美しく」が用言であっても「美しく咲く」の「美しく」がやはり用言だという証明にはならない。この二つの「美しく」は形は同じではあるが職能が違うのだから(2)の例の「美しく」は用言で、(1)例の「美しく」は用言でない（とすれば副詞である）と

しても一向差支ない。(1)の例の「美しく」はこの用法の時にも用言として認めるには用言としての職能を持っているのでなければならぬ。また「美しし」は

美しく 美しい 美しけれ(ば)

と活用するから用言だというのもそれだけでは通らない。「美しい」「美しけれ(ば)」という形の時是用言を修飾する用法がないから、(1)の例の「美しく」とは用法が違う。(「花も美しく、……」「花も美しい。」「花も美しけれ(ば)」の「美しく」は同じ用法だ。)活用するのは(2)の例の「美しく」の方だから、(1)の例の「美しく」を用言だと認める理由にはならない。「彼は泳ぎがうまい」の「泳ぎ」が「泳ぐ」の連用形と同じ形だからといって用言であるといえないのと同様である。この「泳ぎ」は用言の連用形の「泳ぎ」とは別の語と認める外ない。それなら(1)の例の「美しく」と(2)の例の「美しく」とは同一の語なのか、ちがう語なのかということになるが、両方とも用言なら同一の語としてよからうし、一方が用言で他方が副詞なら別の語としなければならぬ。そこでそれでは用言とはどういふものかということになるのだが、山田博士は用言に陳述作用があるといわれ(註³)、橋本博士は用言に敘述性があるといわれる(註⁴)。時枝博士は語形変化の

ある語を用言とされる(註4)。本稿は用言の本質論をするのが目的ではないが、これが前提になるから簡単に筆者の見解を述べらる。

二

陳述については終止形(文を終止するものに限る)と命令形には認める。

東京へ行く。

東京へ行け。

には、山田式の陳述があるといえようが、

よく学び、よく遊べ。

これは鬼は住む家だが、人は住まぬ家だ。

のような中止形や連体形には陳述は認めないでよいと思う。(註5)

よく学び

は単に下の「よく遊び」に接続しているだけで、この「学び」には命令の意味はない。下に「遊ぶ」が来れば命令でなくなってしまうから。「学び」に命令の意があるように見えるのは「(よく学び、よく遊べ)だからそうなるので、そこから「遊ぶ」は一語の動詞と認めず、陳述を動詞から離す時枝博士の説明が出て来る。「遊ぶ」を「遊ぶ」(動詞)と陳述に分離することは一応は考えられるが形の上で無理なことは後述。)連体形の「人は住まぬ家」に至っては陳述の認めようがない。陳述があるということを確認なくてはならないという理由が見当らないのである。結局文を終止する形である所の終止形(文を終止するものに限る)と命令形(文末にくる)

以外のものには陳述を認め得ないから、陳述は用言たるの要件にはならない。(但し文を終止する終止形と命令形のみを用言とするなら別であるが(そうすると中止形連体形などその外のものを用言以外のものと考えなくてはならない。))

次に時枝博士は終止形(文を終止するもの)にも陳述を認めず、陳述に当るものはゼロ記号であらわされる。しかしゼロ記号というのは擬制であって命令形の説明に困る。「行け」を「行く」とゼロ記号に分けることは出来ない。終止形の場合と同じになってしまふから。それなら「行け」とゼロ記号に分ければ、その「行け」はすでに陳述を含んだものだから工合がわるい。結局はゼロ記号に種類をいくつか作るか、(それではゼロ記号)「行け」とに分けるかしかない。しかしそれよりも「行け」をこれだけで一語と認めて動詞とし、動詞に陳述を認めた方が素直であろう。どうしてもゼロ記号を認めなければ説明ができないなら止むを得ぬが、そのまま説明が出来るのにゼロ記号を擬制する必要はないと思われる。よって「行け」には陳述があるものとする。そうすると命令形が陳述を含んだ動詞なら終止形も同様であって「行く」は陳述を含んだ動詞としなければ命令形の方と約合いがとれない。だから終止形も阪倉馬義氏のように「行く」とする方がよいと思われる。(註6)こうなると動詞に陳述の作用があることになるが、これは終止形、命令形だけで、それ以外の形については前述の如く陳述作用があるとはいえないので陳述を動詞の要件にすることは出来ないと思ふ。

それでは次に橋本式の敘述というのはどうであろうか。これはその属性がある、その属性を有するという事であって、これは用言のどの活用形(連用形は問題だから、後述)にも認められる。

この意味の敘述性というのは用言が共通に持っている意味であって、「咲く」という語には「開花」という属性とその作用を行うという敘述性を持っているということは素直に認めてよさそうに見える(註7)。

時枝博士は用言に敘述性をも認めずこれもゼロ記号であらわされる。

美しい花

しかもこれも陳述の場合と同じでゼロ記号を擬制しなくても説明できるので無理にゼロ記号を作ってこれに敘述性を認めなくても、全体を用言として用言に敘述性を認めればよいと思う。ゼロ記号のようなものを擬制するのはどうしてもそれを使わなければ説明できない時に限って使うべきであらうと思われる。

(時枝式では動詞にゼロ記号を擬制するから接続詞・感動詞の場合には辞でなく詞の方がゼロ記号で擬制され^①しかし^②

「はい」ならなければならない、そうすれば副詞の場合もゼロ記号を付けて副詞そのものは属性のみをあらわすしなないと外の方と釣合いがとれないのではないかと思われる。)

そこで、この「美しい」を敘述性のある用言だとしても、その敘述性であるその属性をもつ、その属性を有するということは用言が共通に持っている意味であって敘述性があるということだけでは文構成上の職能とはいえない。それでは敘述性ということとは文構成上の職能からいえばどういうことになるか。

用言が共通に持っている職能は要するに連用修飾語とか主語とか補語とかいうもの(総称して連用語という)、これらに「は」「も」のような係助詞のついたもの、又は陳述副詞(註8)を承け

ることが出来るということである。用言はどの活用形でもこれらの語が承けられる。それらは終止形・命令形に限らない。中止形でも連体形でも同様である。(連用形については後述)。だから、このような性質を用言の要件とすべきであらうと思う。ではこの性質を何というか。

先ず用言には属性と敘述性があるとし、「咲く」という動詞には、「開花」という属性とその作用を行うという敘述性があるとすると、用言が他の文節(連用的文節)を承け得るということとの関係はどうであらうか。連用的文節を承け得るという性質を被連用性とすれば、用言には被連用性があることになるが、一方属性もあるから、用言には被連用性と属性があることになる。連用語の方は用言にかかる性質であるから連用語にも連用性と属性(意義)があることになる。そうすると「美しく咲く」というのは「美しく」の属性(意義)が、その連用性、「咲く」の被連用性を通じて、その属性へかかるということになり、「美しく」「咲く」の夫々連用性・被連用性は二つの文節の連結器の役をし、実質は「美しく」の意義が「咲く」の属性へかかることになる。これを「美しく」が「咲く」を修飾するという。

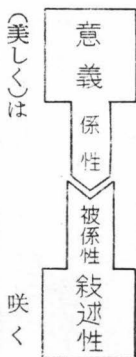


美しく

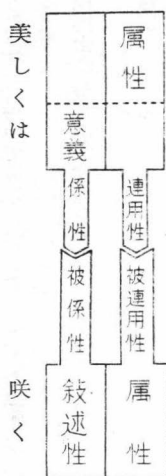
咲く

それでは「咲く」の敘述性の方はどうなるかと「美しくは咲く」の「美しくは」という文節を考えれば、この「は」はどこへか

るかといえ「咲く」の属性へは何等の影響をも与えない。何が咲くか、どんな風に咲くか、いつ咲くか、には関係なく、きたなくは咲かないが、美しくは咲く、という風にこれは「咲く」の敘述性にかかっているのである。つまり「は」は「咲く」の属性でなく、敘述性にかかる。陳述にかかっているのではないことは「美しくは咲く時」「美しくは咲き」といえるからわかる。そうすると左のようになるが、この場合は係結の關係と考えて、「は」に「係になる性質（係性という）」があり、咲くの方に「係られる性質（被係性又は結び性）」があつてこれが連結器になるからであると考ふる。



「は」の意義がその係性、咲くの被係性を通じて「咲く」の敘述性へかかっているのである。で前の図とこの図の二つを合せると次のようになる。



つまり「美しく」の属性がその運用性、「咲く」の被運用性を通じてその属性へかかり（これが修飾）、「は」の意義がその係

性、「咲く」の被係性を通じてその敘述性へかかっているのである。「美しく」「は」は結局「咲く」の夫々属性、敘述性へかかるのだが、直接はかかれないので、夫々の連結器（たる性質）を通じてかかるので右のようになる。「美しい花」はやはり「美しい」の属性が「花」の属性にかかっているが、この方は連結器が小さい、夫々の連体性・被連体性を通じてかかる。これが運用關係と連体關係とのちがいである。右の「は」の意義は、運用關係（係性關係でなく）を通じて敘述性にかかるのではないかとも思われるが、「は」は左のように運用關係のない所でも用言の敘述性にかかれるから、運用關係と係結關係とは別のものとみななければならない。



接続關係は単に続いているだけで「寄せて」の属性は「返す」の属性へ内容的にはかからない、即ち修飾はしない。「は」の方は、「返す」の敘述性にかかることは「美しく咲く」の場合と同様である。またこの「美しくは」「寄せては」のかかる文節はそれぞれ「美しくは咲く花」「寄せては返す波」というように言えるから陳述にかかるとは認めない。敘述性にかかると認めるべきである。以上のように考へると敘述性があるということとは文構成上の職能からいへば被係性があるということ、敘述性のある語が用言だということは被係性のある語が用言だということである。

用言の性質として属性と敘述性があることを言いかえれば用言には被係性と被連用性と被接続性があることになる。

そこでこの三つの性質、即ち被係性・被連用性と被接続性(實際上に用性のある語は被接続性もあるから以下はよく)があるものが用言である。(これらの性質のないものは用言でない)。ということになる。(註9)

三

さて、本論に戻って「美しく咲く」の「美しく」が用言であるか用言でない(用言でなければ副詞)かということとは、この「美しく」に敘述性と属性があれば用言、なければ副詞ということになる。言いかえれば被係性と被連用性(被接続性もそっだが)があれば用言、

なければ副詞ということになるわけである。「美しく咲く」の「美しく」は「咲く」を修飾しているだけだから、これのみでは「美しく」に敘述性があるとは見えにくい。一方この「美しく」は副詞によって修飾される用法がある。それは副詞のうちでも程度副詞といわれる種類のもので、

少し美しく咲く。

もっと美しく咲く。

というように使われる。これは「少し」が「美しく」を更に修飾しているので、「もっと」も同様である。しかし、そうするとこの「少し」は「美しく」だけを修飾してはいるのでなくて「美しく咲く」全体を修飾しているのではないかといわれるかも知れないが、それならば、

あの店へ行けば品物が少し安く買える。

の「安く」はどうだろう。これも「少し」は「安く」へかかるの

でなく、「安く買える」を修飾しているのだろうか。「少し」の下へ「は」をつけてみると、

あの店へ行けば品物が少しは安く買える。

となる。こうなると「少しは」は「安く買える」を修飾しているだろうか。意味を考えると値段が少し安い。つまり少し安い値段で買えるということであり、買え方が少しなのではない。少し分量が買えるのでなく、安さが少しなのである。だから、「少しは」は「安く買える」へかかるのでなく、「安く」へかかっているのである。「少しは」だとなおはっきりするが「少し」だけでも同様である。更に「品物が」の下に「他の店より」というようなものを入れて

あの店へ行けば品物が他の店より少しは安く買える。

とすれば更にはっきりするのであろう。そこでこの「少し」は「安く」にかかっていると、問題は「少し」の下に「は」が附くことである。「は」という係助詞は「安く」という語の安さ加減には何の影響も与えない。安い程度を修飾しているのは「少し」という副詞で、これの連用性、「安く」の被連用性を通じて「少し」の属性が「安く」の属性へかかって修飾する。「は」は何へかかるかといえば、「安く」の属性でなく敘述性の方へかかっているとわなければならない。つまり「安く」に敘述性がある、「は」はその係性、「安く」の被係性を通じて「安く」の敘述性へかかっていると見なければならぬと思うのである。「は」という助詞は

花は咲く。

行っはいけない。

朝までには続く。

というように用言の被係性を通じて敘述性へかかる。「安く」に「少しは」という文節が前についているのは、「少し」の連用性、「安く」の被連用性を通じて「少し」の属性が「安く」の属性にかかってこれを修飾し、「は」はその係性、「安く」の被係性を通じて「安く」の敘述性へかかっていると見るべきである。それから「安く」は敘述性があるということになり、従って用言であるということになる。この連用修飾語となる用法は、連用形だけで他の活用形にはないが、敘述性があれば用言の資格を持っているわけだから、用言の一活用形として差支ない。「安く」は連用形だが、中止法の時とは明かに敘述性を持っているから、連用修飾の場合も用言の連用形の一方法としてよいと思われる。以上の理由で「安く買える」の「安く」は用言の連用形となる。

四

以上のように連用修飾の「安く」も用言で差支ないとすれば、品詞も副詞とする必要はないわけで、同様に、連体修飾の時の美しい花

の「美しい」は連体詞としないで、用言の連体形でいいのだが、この方は

色の美しい花　少しは美しい花
とも言えるのだから問題はない。ただ

大きな家

の「大きな」も

構えの大きな家　少しは大きな家

といえるからこれも問題はないのだが、この方は連体形だけしかない用言となる。用言の定義を、語形変化あるものとするなら別だが、敘述性のあるものを用言とするなら、形は一つでも用言たるの妨げとはならない。もともと形が一つということは活用はないが、活用形がないのではなく、活用形は一つだけあるということとで、二つ以上の形がなければ活用形でないということではない。尤も言葉の上では、活用のないものに活用形の有りようはない筈ということになるが、これは用語の問題で活用形という語を使うからいけないので、他の語にすれば何でもなくなってしまう。

以上のような次第だからいわゆる形容動詞の「静かに」「明かに」の類も用言の連用形となる。これらはもう例を示すまでもないが、「安く」などと違うところは、「安く」の方は連用修飾の時と中止法の時と形が同じであるのに対し、こちらは連用修飾の時は「静かに」「明かに」であり、中止法の時とは「静かで」「明かで」であることである。「静かで」「明かで」が用言であることは明かだが、「静かに」「明かに」の方も用言であることは連用修飾の「安く」が用言であると同様であって、これらは副詞とすべきではない。ただこれらの語は連用修飾の時と中止法の時と形がちがうだけで、何れも用言であることは上述の通りである。

五

さて、次にはいわゆる副詞の中に「はっきり」「ゆっくり」というような語がある。これが実は私の取り上げたい問題なのだが、以上のように考えると、これらの語も副詞でなく用言とすべ

きだというのが本稿の目的であった。「安く」や「静かに」を用言としながら「はっきり」「ゆっくり」の類を用言としないのは形が活用しないという点で従来副詞とされていたのだと思うが、形が一つでも用言で差支ないことは上述の通りで、一つだけなら連用形だけある用言ということになる。「安く」のような中止法の用法はないが、「静かに」にも中止法の用法はない。「静かに」を用言と認めるなら「はっきり」「ゆっくり」の類も用言としなければならぬと思うのである。そこでこれらの語も用法をみる

はっきり見える。

ゆっくり歩く。

というような連用修飾の用法だけで、中止法はない。この点は「静かに」と同じで、「安く」とはちがう。次に程度副詞が上について修飾され得ることは「静かに」「安く」と同様である。

少しははっきり見える。

少しゆっくり歩く。

の如くで、これも「明瞭度」なり「緩慢度」が「少し」なので、「見え方」や「歩き方」が「少し」なのではない。「少し」の下に「は」を附ければ、

少しははっきり見える。

少しはゆっくり歩く。

となるが、もう少し実際の例らしくすると、例えば眼鏡店で自分の目に合った眼鏡(例えば老眼鏡)を買う場合を考えると、

めがねや「これでは、いかがでしょう」。

客 「これでは、はっきり見えない」。

めがねや「ではこの方では、いかがでしょうか」。

客 「これなら、少しははっきり見える」。

というようなわけで、「少しはは「はっきり」を修飾している。これは「少しは安く買える」の場合と同様であって、「少し」の連用性、「はっきり」の被連用性を通じて「少し」の属性が「はっきり」の属性へかかって修飾し、「は」はその係性、「はっきり」の被係性を通じて「はっきり」の敘述性へ「は」の意義がかかっているのである。「ゆっくり」の方も

マアそう急がずに、まだ日は長いのだから、少しはゆっくり歩いたらどうだ。

というわけでこれも同様である。以上のようだから「安く」「静かに」が用言であるなら、「はっきり」や「ゆっくり」にも敘述性をみとめ、用言とすべきであると思うのである。ただこれらの語は「安く」や「静かに」とちがって形が変化しないから、連用修飾以外の用法がない。それで副詞に入れられることになったのであろうが、連用形だけある用言と認めるべきであることは上述の通りである。以上のようになれば「堂々と」のようなものも同様で、これらは文語では形容動詞とされ(活用があるから)、口語では副詞とされ(活用はないからこの形だけ)ているが、口語の「堂々と」も「はっきり」「ゆっくり」と同じように連用形だけある用言とすべきである。

次に程度副詞は他の副詞をも修飾することが出来るといわれ、「少し」は「ゆっくり」という副詞を修飾するというのだが、程度副詞はまた体言を修飾することも出来る。

少し右

やや南
もっと先

という工合だが、それではこの「少し」という語は

少し右

少し先

少し東

とは言えるが、これに「は」を付けて

少しは右

少しは先

少しは東

といえるかという点、これは言えない。この点は程度副詞ではないが、数量をあらわす語（普通に数詞といわれる中に含まれるもの）にも同様なものがあり、

三十米先

四キロ東

三年前

とは言えるが、「は」を付けて

三十米は先

四キロは東

三年は前

とは言えない。副助詞、「ぐらい」「ほど」「ばかり」というような語を付けても同様で、

三十米ぐらい先

四キロぐらい先

三年ぐらい前

とは言えるが、

三十米ぐらいは先

四キロぐらいは東

三年ぐらいは前

とは言えない。しかしこれらの言えない方の例でも、下に「だ」というような語を付けて、

少しは右だ。

少しは先だ。

少しは東だ。

三十米は先だ。

四キロは東だ。

三年は前だ。

三十米ぐらいは先だ。

四キロぐらいは東だ。

三年ぐらいは前だ。

とすれば、この方は言える。

君の家の方がA君の家より少しは先だ。

あの事件の起ったのは、終戦の年より三年は前だった。
東京は大阪より五百キロぐらいは東にある。

というような工合であって、これはなぜであろうか。「右だ」「先だ」「前だ」となれば、用言と同じ資格になるから、「少しは」が上に附くことが出来る。「右」「先」「前」は体言だから、「少し」は上に附けるが、「少しは」は附くことが出来ない。ということとは、「少しは」の「は」は用言の叙述にかかっているのので、下に用言がなければ「は」のかかり所がない、それで「は」のない

「少し」しか附けないということであると考えられる。即ち、「右」「先」「前」の類は体言だから勿論敘述性はない。「右だ」「先だ」「前だ」は用言相当物だから、その敘述性に上の「少しは」「は」がかかることが出来るから、「少しは先だ」という言い方が出来るわけである。そうすると前述の「はっきり」「ゆっくり」の類も、上に「少しは」が附くことが出来るということは、「はっきり」「ゆっくり」に敘述性があるからで、被係性と被連用性、とがあれば、即ち敘述性と屬性があれば用言だということになるのである。

六

さて以上のように「はっきり」「ゆっくり」の類を用言とみとめるとすると、いわゆる情態副詞のうち、程度副詞を承け得るものは全部連用形だけある用言となる。したがって、情態副詞として残るものは程度副詞を承け得ないものだけになってしまい、数は非常に少くなる。「みずから」「すでに」「たちまち」などという語は程度副詞を承けることが出来ないから副詞の方へ残るわけである。(註10) こうなると程度副詞は他の動詞を修飾することではなくなり、用言と体言を修飾することになり、従来他の副詞を修飾するとされたものは用言を修飾することになる。副詞が他の副詞に修飾されるというのは元来変な説明で、副詞に修飾される副詞は、実は用言であると説明する方が、すっきりしてよいと思われる。橋本博士は「国語の形容動詞について」で「静かに」の類を副詞でなく用言とみとめ、情態副詞の大部分は用言となると論ぜられ、副詞が副詞を修飾することはないのである。

ないかと言っておられるが、一方「堂々と」の如きものは副詞とされているので、「はっきり」「ゆっくり」の類までを用言とされようとしたのかどうかは疑問である。(註11)

なお、「安く」「静かに」の類については、

枝もたわわに熟している。

音も静かに走り出した。

足音も高く行進する。

というような言い方の出来るものがあり、これらは明らかに敘述性をもっているが、すべての語にこういう言い方が出来るというわけではないので、一般的な説明とするわけにいかない。(註12)

この用法は限られた語に固定しているというべきで、殊に威風堂々と行進する。

の「威風堂々と」の如きは、もとは「威風」が「堂々と」していたのだから、現在ではむしろ全体が一つになってしまっていて、前の三つの例とはちがったものという風になっている。「はっきり」「ゆっくり」の類にはこういう用法もない様である。

また「ゆっくり」「はっきり」の類が用言(の連用形)であるなら、「ゆっくりだ」も一つの用言として

ゆっくり	未然形	連用形	終止形	連体形	假定形
ゆっくり	だ	だ	だ	だ	だ

としたらどうかとも考えられるが、「静かに」と比べると

静か	未然形	連用形	終止形	連体形	假定形
静か	か	か	か	か	か

となり、「静かな」に当る形がない。(註13) 「連体形」がないのは別にかまわないけれども、ちがうのは「静か」はそれだけでは

使えないのに「ゆっくり」はそれだけで連用形として使える。だから「静かだ」は全体を一語とし、「ゆっくりだ」は「ゆっくり」と助動詞「だ」に分けた方がよさそうである。助動詞「だ」の活用形は

だ だらう で だ × なら

で、「ゆっくりだ」の「だ」の方は、「ゆっくりな」とは言えない。だからこの方は「ゆっくり」に「だ」が附いた二語と考える。「はっきり」の方に至っては「明瞭だ」の意味で「はっきり」だと言えるかどうかも疑問であって、これは連用形だけあるものとした方がよさそうである。前の表では「だ」の連体形は×にしておいたが、若し

家が本郷の人は近くていい。

の「の」を「だ」の連体形と認めるなら、「ゆっくり」の方も

支度がゆっくりの人は置いて行かれますよ。

という風にいえるから、「ゆっくりだ」の「だ」は助動詞とした方がよいと思われる。(「静かめ」という) (終)

(註1) 例えば最も新しいもので金田一春彦氏「日本語(世界言語概説下巻)」一八二頁。

(註2) 時枝博士は「連用修飾語としてのみ用ゐられるものを副詞といふ」とされる。「日本文法・口語篇」一三八頁。

(註3) 「国語法研究」六六頁。

(註4) 「日本文法・口語篇」六七頁。

(註5) 金田一春彦氏「不変化助動詞の本質」上一三頁。(国語国文二二ノ二)「同再論」五六頁(国語国文二二ノ九)。

(註6) 「日本文法の話」八八頁。

(註7) 前出「日本語」一六八頁。

(註8) 陳述副詞の中「どうぞ」「さぞ」のようなものは動詞の敘述性でなく陳述へかかるものと見なければならぬ。

「どうぞお入り下さい」「さぞ寒かったらう」という風に常に文を終止(命令を含む)する動詞にかかるから。

「どうぞお入り下さい」はシナ語では「請進去罷」となり「請」がフランス語の *«je vous en prie»* に当る。

イギリス語の *“please”* は *«s'il vous plait»* の方だろう。いずれにしてもとは動詞である。「さぞ寒かったらう」の方もこれにうまく当るものはないらしく「想必是很冷罷」*«il a dû avoir bien froid»* とやはり動詞でこの気持をあらわしている。動詞でやると「罷」や「！」が附くところを見ると「さぞ」「どうぞ」の類は陳述にかかると見る方がよさそうである。(無をさぞと読むのは国訓。)

なお保助詞の方には敘述でなく陳述にかかるものはないと思う。若し「本をな読み」という禁止をあらわす言い方が現代にあつて、「な」が上の文節に附く(「本をな」が一文節)のだったら、この「な」は丁度これに当るのだが、現実にはこういうものはない。

(註9) 尤も「は」敘述性にかかるが、敘述性とは「は」にかけられるものだといふいい方は、「手袋は手にはめられる、たびは足にはめられる」というような場合、手袋の機能は手にはまることであり、たびの機能は足にはまることだといふのはいいけれども、手の機能は手袋に入ることだ、足の機能はたびに入ることだとしてはおかしいと同じような感じがあ

る」ともいえるが（金田一春彦氏の意見）、しかし手にはま
るものが手袋であり、（手にはまらないものは手袋でない）、
手袋に入り得るものが手である（手袋に入り得ないものは手
でない）という関係であれば差支ないのではなからうか。手
袋と手との関係は相対関係であつて、敘述性にかかり得るも
のが「は」であり、（敘述性にかかり得ないものは「は」で
ない）「は」にかかられ得るものが敘述性である（「は」にか
かられ得ないものは敘述性でない）という関係と同じではな
いかと思う。（「は」係性を有）連用語というは用言へかかる語
であつて、用言へかかり得るものが連用語であり、連用語を
承け得るものが被連用語だというのはお互に一方の定義に
他方の語を使つていたので循環論法ではないかといわれるか
も知れない。右大臣とは左大臣でない方をいい、左大臣とは
右大臣でない方をいふというのと同様であるといふわけであ
る。それは実はその通りなのだが、文構成上の文節相互の関
係というものは相対関係であつて、（松下博士は詞の相関論
といわれる「標語日本語法一三六」）何が連用語であり、何が被連
用語であるかは同時に定まる、一方が先ず定まつて然る後に
他方が定まるといふ関係ではないのである。これは数学の函
数関係のようなもので両方が同時に定まる。だから一方の定
義は他方を予想した語を使うようになるので、普通の名詞で
も親族関係の語にはこういう定義になるものがある。

「子」は「一親等の（直系）卑属たる血族」であり、「父」は
「一親等の（直系）尊属たる男性の血族」ということにな
り、

「甥」は「三親等の傍系卑属たる男性の血族」、「叔母」は「三
親等の傍系尊属たる女性の血族で父（又は母）より年少なも
の」ということになる。「子」は常に「父」に対する子であ
つて、「父」は常に「子」に対する父である。この子も父の
妹に対しては「甥」であり、父の妹は甥に対しては「叔母」
である。誰が誰の甥であり、誰が誰の叔母であるかは同時に
定まる。一方が先ず定まつて然る後に他方が定まるのではな
い。だから相互に他方を予想した定義になるので、文節相互
の関係も同様である。だから連用語は常に被連用語に対する
連用語であり、被連用語は常に連用語に対する被連用語であ
るといふことになる。

（註10） (1) 次のようなものは副詞の方へ残る。

ヒョイトとびつく ツンとすます
ボンと投出す パツと投げかける
サツと引揚げる ガバとはねおきる
ヌツと現れる プツと吹出す
ベツと吐出す

(2) 次のも同様である。

スーツと消失せる
ボツンと取残される
ツルリとこる
ガラリと変る
ズラリと並ぶ
ゴーンと鳴る（鐘が）
ワンワン啼く（犬が）

(イ) 次も同様であるう。

ゴツクリ死ぬ

ヒョツクリ現れる

ゴツソリもつてゆかれる

めつきり老込む

(ニ) 右のようなところあたりが境界線で次のようなものから

用言の方に入るのはなからうか。

こっそり忍込む

こそそ盗む

どっしり構える

べつとり血が附く

(註11) 国語法研究一二九頁

(註12) 標準日本口語法三九六頁

(註13) 「そっくり」という語は「母親にそっくりな顔」とい

うように「—な」の形がある。しかしこの「そっくり」は

「そっくりやっつてしまう」の「そっくり」とは別の語とすべ

きである。「そっくりやっつてしまう」の「そっくり」は悉皆、

全部の意味であり、「—な」の附く方の「そっくり」はよく

似ている状態をいう語であつて、この方は上に「母親に」と

いうような連用語が附けるが、その代りこのままでは連用修

飾の用法がない、即ち連用語になれない。だからこの二つは

語原的には同じものであるが現代語では別の語とすべきで

ある。従つて似ている方の「そっくり」は「そっくりだ」が

一語で「静かだ」と同類のものである。悉皆、全部の意味の

「そっくり」は「もつとそっくり」「少しはそっくり」とは

言えないから連用形だけある用言でなく、副詞とすべきである
らうと思われる。

— 国鉄、関西副支配人 —